

3月定例会 議案審査 福祉文教委員会

犯罪被害者等を支援するための条例制定

**問**

対応窓口のあり方や市民への周知は

答

協働推進課において、市や関係機関が行う支援の内容を示し対応するほか、被害者の方に二次的被害が生じないよう市役所内の連携を図り一元的に対応する。また、市民の皆様にも協力や配慮をしていただく事が大事になるため、配慮いただきたい内容をわかりやすくPRしていく。

災害援護資金の貸付利率の変更などの条例改正

**問**

法改正により、災害援護資金の貸付利率を3%から3%以内とされたが、市はどのように対応するのか

答

国が利子を事務費として収入してよいと定めていることや、これまでの災害時に、市内の金融機関において独自に融資され、それに対し利子補給してきた実績も考慮し、市内金融機関と協議し規則で定めていく。

国民健康保険料の賦課限度や低所得者世帯に対する保険料軽減判定基準の見直しなどの条例改正

**問**

法改正に基づく条例改正であるが、法改正に至る国の考え方

答

国は、負担能力に応じた負担を求めるを通じて保険料負担の格差是正に努めるとしている。賦課限度額の見直しについては、相当の所得があっても限度額しか負担しなくてよい制度のため、限度額を徐々に引き上げていくべきだという考え方を示している。

清見 B&G 海洋センター体育館など12施設の指定管理者の指定



清見高齢者運動広場現地視察

問

指定管理施設における備品購入の考え方

答

施設の管理運営に不可欠な備品については、更新だけでなく新規購入も含め、指定管理者との協議の上、市が対応する。ただし、協定において、指定管理者側で独自にサービスを向上させたい場合は、指定管理者の判断と自己の費用で対応できるとしており、どちらに当たるのか見極めて対応する。